

令和4年度JAグループ全国農産物鑑定会の開催について

令和4年12月
全国農業協同組合連合会
全国JA農産物検査協議会

1. 趣 旨

全国農業協同組合連合会（以下、全農という）と全国JA農産物検査協議会（以下、全国検査協議会という）は、農産物検査員の鑑定技術の成果発表の場として平成15年度からJAグループ全国農産物鑑定会を開催してきた。

本年度も検査技術の向上を目的として、全農と全国検査協議会の共催によりJAグループ全国農産物鑑定会を開催する。

2. 参加資格者

- (1) JAグループ登録検査機関の登録農産物検査員（農林水産省OBは除く）
- (2) 全国検査協議会が認めた者

3. 参加人数

- (1) 全国検査協議会会員（以下、会員という）の道府県毎に2名以内とする。
ただし、JAグループ登録検査機関の検査員が300名以上いる道府県については、3名までの参加を認める。
- (2) 過去に参加経験のある者は、前回参加から5年以上経過し、全国鑑定会で最優秀賞・優秀賞を受賞していない者で、各県から1名以内とする。

4. 開催期日および開催場所

- (1) 開催期日：令和5年3月1日（水）
- (2) 開催場所：全農本所3209会議室ほか
東京都千代田区大手町1-3-1
TEL：03-6271-8167

5. 鑑定会日程

- (1) 日程案は別紙Iのとおり。
- (2) 感染症対策のため、開会式等の全員が集合する場は設けない。また、あらかじめグループ分けして時間差で受付・鑑定する。

6. 鑑定会実施方法

別紙Ⅱのとおり。

7. 表彰

鑑定の得点等にもとづき成績上位者及び特別賞を決定し表彰する。

なお、受賞者の表彰状及び副賞は、後日、全国検査協議会から会員に送付する。

- (1) 成績上位者：最優秀賞及び優秀賞。参加状況、成績を考慮して決定する。
- (2) 特別賞：満点の者。なお、満点の者については人数に関わらず成績上位者として表彰する。

8. 申込手続

- (1) 会員は、別紙Ⅲの「JAグループ全国農産物鑑定会参加申込書」に参加者を取りまとめのうえ、以下の申込先へ期日までに電子メールにて申し込む。
- (2) 申込先：全国JA農産物検査協議会 事務局
- (3) 申込期限：令和5年2月1日(水)
- (4) 申込期限までに参加者が決定しない場合は、参加人数のみを報告し、参加者が決定後、速やかに申込みを行なうこととする。

9. 参加費：なし

10. その他

- (1) 参加申し込み後、会員と確認して受付時間を決定します。
- (2) 車（業務用車・自家用車）での来館は認められていないので、必ず公共交通機関を利用すること。

以 上

(別紙 I)

J Aグループ全国農産物鑑定会日程

時間	日 程
9:30	第1グループの受付
9:40～	第1グループの説明・鑑定
鑑定終了後	鑑定用紙(回答)を提出し、別室で原義を確認して解散
10:30	第2グループの受付
11:30	第3グループの受付
13:00	第4グループの受付
14:00	第5グループの受付
15:00	第6グループ(予備)の受付

※参加状況により日程が変更になることがあります。

(別紙Ⅱ)

JAグループ全国農産物鑑定会実施方法

1. 鑑定試料および鑑定方法等

- (1) 鑑定試料： 水稻うるち玄米 35点
 水稻もち玄米 5点
 等級判定： 1等、2等、3等、規格外

(2) 鑑定時間： 30分以内とする。

(3) 鑑定方法

- ① あらかじめの抽選による順番により3～5分間隔で鑑定を開始する。
- ② 鑑定者は、開始時間の記入された鑑定用紙で鑑定を開始する。
- ③ 鑑定終了者は、係員に鑑定用紙を渡し終了時間を確認する。
- ④ もどり鑑定、比較判定、合議鑑定等を行なった場合は失格とする。

(4) 鑑定試料は、会員から主要品種の1等、2等および3等級相当品の提供・協力を得て、農林水産省・全国瑞穂食糧検査協会の協力により作成する。

2. 採点方法

持ち点400点として、次の減点方法とする。

- (1) 等級相違： 1等級相違 ▲10点
 2等級以上相違 ▲20点
- (2) 時間超過： 1分につき ▲ 5点

3. 順位決定方法

- (1) 得点の多い順とする。
- (2) 同一得点の場合は、鑑定時間の少ない順とする。
- (3) 満点獲得者が複数いた場合も鑑定時間の少ない順に順位を決定する。
- (4) 同点・同タイムの場合は、事務局が順位を決定する。

4. 結果等の発表

- (1) 鑑定原案及び講評
- (2) 受賞者：最優秀賞、優秀賞及び特別賞
- (3) 受賞者以外の者の結果（得点、順位）は公表しない。

以上